参事官(食文化担当)





『食文化あふれる国・日本』プロジェクト

令和3年度予算額(案) (前年度予算額

149百万円 45百万円)



- 〇 我が国には、豊かな自然風土と精神性、歴史に根差した、世界に誇る多様な食文化が存在。平成25年12月にはユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録され、平成29年6月に改正された「文化芸術基本法」では、「食文化」の振興を図ることが明記。
- 一方、地方の過疎化や生活様式・嗜好の変化等により、食文化は急激に変容しており、その継承・振興は喫緊の課題。
- このため、特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル事例を形成するとともに、文化財指定等に向けた調査研究等を推進し、食文化の継承・振興と、それによる地域の活力向上を図る。

普及啓発等 113百万円

1.「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル地域 等に対し、その文化的価値を伝える「食文化ストーリー」 の構築・発信等を支援(ストーリー構築等調査、文化財 指定等に向けた報告書作成、体験や学びの提供、食文 化継承・発信の担い手育成等)し、モデル事例を形成。 【実施主体】地方自治体、協議会、民間団体等 【補助率】定額

2. 食文化機運釀成事業

機運醸成の核となる食文化の担い手や研究者のシンポジウム開催、文化や食のイベント等との連携、オンラインによる情報発信により、国民の食文化への理解を深める。

【実施主体】民間団体等(委託)

調査研究 36百万円

- ・文化財指定等に向けた国内外の食文化の現況調査
- ・食文化研究のプラットフォーム(食文化センター)に必要な機能の調査・検討
- ・食文化インバウンド促進のための動向調査 【実施主体】民間団体等 (委託)

地方の過疎化、生活様式・嗜好の変化 (共働き、中食・外食の増加など)

食文化"消失"の危機

①食文化の地域や家庭での継承が困難

「子どもたちや外国の人に食文化を 伝えている国民の割合」 40.7% (2018)(1)

「郷土に伝わる料理を受け継ぐ意識」 14.1%(2015)(2)

「郷土料理を作る割合(Y県事例)(2019)」

郷土料理A **20~30代:13%**(60~80代:63%)

郷土料理 B 50代以下:ほとんどなし (60~80代:26%)(3)

②伝統的な「わざ」の継承も課題

「料亭(日本料理の「わざ」の伝承の

場)の減少」 過去30年間で▲93%

食文化の継承は 喫緊の課題!

必要な 施策

- ○地方自治体等による継承・振興活動、 調査研究の促進
- 〇食文化への 国民理解
- 〇食文化教育の充実

- ○文化財保護法に基づく保護措置等
 - ・指定等に必要な調査研究、枠組み整備
 - ・地方自治体等の記録を活用した制度の 検討

施策の効果

食文化の担い手を拡大し、多様な食文化を継承・振興・発信

食はインバウンドの 重要コンテンツ

「訪日外国人が期待 すること」

一位:日本食を食べること(69.7%)(4)

・インバウンド誘致、地域・産業の活性化

経済的価値の向上 を、文化の継承・ 振興に生かす

出典:(1)「生活文化調査研究事業報告書」(H30、文化庁)、(2)「国民食生活実態調査(H27、農林水産省) (3)「中学校家庭科「地域の食材と郷土料理」に関する研究」(R元)、(4)「訪日外国人消費動向調査(R元、観光庁)

「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業の概要

○ 特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル地域等に対し、その文化的価値を伝える「食文化ストーリー」の構築・ 発信等を支援し、モデル事例を形成。

食文化の継承・振興に向けた課題

自然や歴史の反映された食文化は我が国の文化遺産。

- ○しかしながら、国・地方を通じて食文化の文化財指定は進んでおらず、その文化的価値が不明確。
- ○一方、コロナにより食文化を支える地域・食産業が打撃。



事業内容

未指定分野での保護推進を図る新制度が創設されることに伴い、 その活用を図るため、モデル事例を形成。

○実施主体

特色ある食文化や伝統的なわざの保護・継承に取り組む地方公共団 体、協議会、民間団体等

(当該食文化の文化財指定等に向けた保護・継承計画を策定する必要)

○補助率

定額 (調整中)

○補助対象となる取組

【調査研究】

- 有識者検討会の開催
- ·文献調查、実地調查
- ・報告書・記録動画等の作成
- ⇒ 自治体等による調査研究を もとに、国及び自治体による 文化財登録を進め、文化的価 値を明確化。

【保護継承】

- ・継承団体の育成
- ・食文化振興に取り組む者の顕彰
- ・シンポジウム等の開催
- ・食文化教育・体験の実施

【食文化ストーリーの構築・発信】

- ・食文化の文化的価値を伝える 食文化ストーリーの構築
- ・食文化ストーリーの発信等
- ・食関連施設等を活用した食文化ミュージアムの実施

【事例① 西阿波地域の雑穀食】

[食文化の特徴]

急傾斜地で水利も悪い自然条件を背景に、 そば米がゆ、きび・ひえ料理などの雑穀料 理が伝統的に食されている。

※ 雑穀食は、かつては全国で見られたが、農業 環境の整備等により衰退し、広域で現存する のは全国的にも稀有









【事例② 京懐石の技と習俗】

「食文化の特徴]

本膳料理・懐石料理に源を有する伝統的な料理。素材を活かし四季を表現した調理法のみならず、食器・しつらいまでこだわったおもてなし文化として世界から高く評価。

成果

無形登録文化財 制度の普及 食文化の継承・文化交流の促進

日本食ブランド の価値向上

食文化機運醸成事業の概要

〇 シンポジウム等の開催により、機運醸成の核となる食文化の担い手や研究者の全国ネットワークの構築、食文化継承・振興・発信のモデル事例の集積・検討を図るとともに、全国各地の文化や食のイベント等との連携、食文化コンテンツのオンラインでの発信により、食文化の魅力への国民理解を深める。

連携型

全国各地で開催される文化や食のイベントにおいて、関連する食文化を紹介する展示・発信等を促進 (統一ロゴマークや一体的な情報発信により支援)。

【具体例】

- ・伝統工芸の魅力を発信する日本博イベントにおいて、工芸作家の漆椀で地元の食を体感する食事 会を開催
- ・地域の収穫祭で、地元食材を活用した郷土食の由来等の展示、試食ブースを設置
- ・落語関係のイベントで、古典落語に登場する食を紹介する展示、試食ブースを設置





オンライン発信

新しい生活様式を踏まえ、食文化サイトを開設して、オンラインで我が国の食文化を国内外へ発信するとともに、食文化をテーマとした国際交流を推進する。

【具体例】

- ・各国の食文化研究者によるオンライン国際シンポジウムを開催
- ・食関係の有識者によるオンライン食文化セミナーの定期開催・アーカイブ化
- 一流料理人の技や伝統的な料亭文化を紹介する動画
- VRの掲載
- ・各県の小中学生による地元の食文化の調査・ プレゼン動画を配信











食文化機能強化に関する基盤的な調査

〇 文化財保護法に基づく指定等を推進するとともに、食文化研究を促進するため、必要な基盤的調査を行う。また、食文化インバウンドを促進するための調査を実施する。

食文化調査・研究における課題

- ○食文化は研究分野として未発達。
- ○国において、文化財指定等に必要な学術的裏付けの蓄積が不足。 【 → 調査①】
- ○産学官の連携や、研究資源・課題の共有が進んでいない。 【 → 調査②】
- ○訪日客の食への関心は高いが、文化的側面を重視する富裕層の関心内容が把握できていない。【 → 調査③】

【調査① 文化財指定等に向けた食文化の現況調査】

食文化の文化財指定やユネスコ無形文化遺産申請を早急に 推進するため、食に関するわざ・習俗等の詳細な分布や実態 について、重点的に調査を行う。









【調査② <u>食文化研究のプラットフォームに必要な機能</u> <u>の調査・検討</u>】

食文化振興の基礎的かつ重要な環境整備として必要な 食文化研究・発信等のハブとなる食文化研究プラット フォームの構築を推進するため、実態把握や参考となる 先行事例等の調査・必要な機能の検討を行う。

【調査③ 食文化インバウンド促進のための動向調査事業】

食文化体験を目的とした海外富裕層のインバウンドを促進するとともに、国際交流による食文化の振興を図るため、2025年大阪万博も見据え、食文化インバウンドの動向等の把握及びその促進に当たっての課題解決に必要な調査を行う。



食文化の概要

- 豊かな自然に恵まれた我が国では、<u>食に関する多様な習俗・「わざ」が形成</u>。しかしながら、<u>近年、生活様式</u> の変化等により、食の習俗・「わざ」が十分に継承されず、その特色が失われつつある。
- 〇 平成25年、「和食;日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習としてユネスコ無形文化遺産に登録。「和食」の保護・継承の取組が進められてきたところ。
- 文化政策においては、平成29年の文化芸術基本法改正で、<u>国が振興を図る生活文化の例示として「食文</u> 化」が明記。
- 令和2年、文化庁に参事官(食文化担当)を新設。8月、文化審議会文化政策部会に食文化ワーキングを設置し、食文化の振興方策について検討。

法制度等における「食文化」の位置づけ

文化芸術基本法

第十二条 国は,生活文化(茶道,華道,書道, 食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振 興を図るとともに,国民娯楽・・・(中略)・・・等 の普及を図るため,これらに関する活動への支援 その他の必要な施策を講ずるものとする。

食育基本法

第二十四条 国及び地方公共団体は、<u>伝統的な</u> 行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の 継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

食文化WGにおける検討状況

- O 食文化政策の基本的考え方、文化財制度による食文化の保存・活用及びその他の食文化振興のための方策について検討。
- 関係者ヒアリングを含め4回開催(令和2年末時点)。 年度内にとりまとめ予定。

